

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



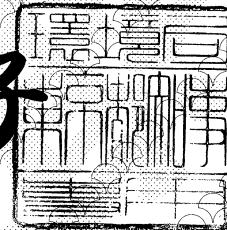
住所 東京都八王子市四谷町1927番地2

氏名 株式会社ハチオウ
代表取締役 森 雅裕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の5第1項

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成27年 11月 26日

許可の有効年月日 令和 4年 11月 25日

1 事業の範囲

- (1) 収集運搬(積替え保管を含む。)
- (2) 特別管理産業廃棄物の種類
 - ① 廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類)、② 廃酸 (pH2.0以下のもの)
 - ③ 廃アルカリ (pH12.5以上のもの)、④ 感染性産業廃棄物
 - ⑤ 特定有害産業廃棄物 ア. 廃水銀等、イ. 廃石綿等、ウ. 金属等を含む廃棄物 (裏面別表1のとおり)
- (3) 積替え保管できる特別管理産業廃棄物の種類
 - ① 廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類)、② 廃酸 (pH2.0以下のもの)
 - ③ 廃アルカリ (pH12.5以上のもの)、④ 感染性産業廃棄物
 - ⑤ 特定有害産業廃棄物 ア. 廃水銀等、ウ. 金属等を含む廃棄物 (裏面別表1のとおり)

2 積替え保管施設 (施設詳細は裏面別表2のとおり)
施設所在地: 東京都墨田区本所四丁目29番2号

- ## 3 許可の条件
- (1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。
 - (2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行うこと。
 - (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
 - (4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。
 - (5) 積替え保管を行う各廃液タンクには、同一種類の廃液以外混合をしないこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 5年 11月 26日	新規許可	
平成 27年 11月 26日	更新許可	第4回
平成 28年 4月 18日	変更許可	種類の追加 (廃水銀等)
平成 30年 3月 14日	変更届	保管容量の変更
平成 30年 10月 2日	変更届	保管容器名称の変更

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)

認定番号: 4-17-B0043S
(認定は感染性産業廃棄物)



産廃キスパートナー

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。



別表1 産業廃棄物の種類：金属等を含む特定有害産業廃棄物

有害物質名 限定内容	産業廃棄物名																										
	1 アルキル水銀化合物	2 水銀又はその化合物	3 カドミウム又はその化合物	4 鉛又はその化合物	5 有機燐化合物	6 六価クロム化合物	7 砒素又はその化合物	8 シアン化合物	9 PCB	10 トリクロロエチレン	11 テトラクロロエチレン	12 ジクロロメタン	13 四塩化炭素	14 一・二・ジクロロエタン	15 一・トリクロロエチレン	16 シスト一・二・トリクロロエチレン	17 一・一・トリクロロエタン	18 一・一・二・トリクロロエタン	19 一・三・ジクロロプロペン	20 チウラム	21 シマジン	22 チオペンカルブ	23 ベンゼン	24 セレン又はその化合物	25 一・四・ジオキサジン	26 ダイオキシン類	
燃え殻			○	○		○	○																				
汚泥	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃油									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃酸	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃アルカリ	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鉍さい	○	○	○	○		○	○																				
ばいじん	○	○	○	○		○	○																	○	○		
指定下水汚泥																											

[備考] ・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

別表2 積替え保管施設

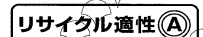
施設所在地：東京都墨田区本所四丁目29番2号

積替え保管面積：365.6㎡ 最大保管高さ：2.5m

産業廃棄物の種類	保管量
廃油	パイプカーゴ (容器保管) 1個 : 0.9 m ³
544	5m ³ タンク 2基 : 14.0 m ³ 2m ³ タンク 2基
廃酸、廃アルカリ、特定有害産業廃棄物 (汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ)	1.16m ³ パレットコンテナ12個 (容器保管) : 13.9 m ³ **
廃酸、廃アルカリ、特定有害産業廃棄物 (別表1のとおり)	1.16m ³ パレットコンテナ4個 (容器保管) : 4.64m ³ **
廃酸 (廃バッテリーに限る。)	1.16m ³ パレットコンテナ1個 : 0.09m ³
感染性廃棄物	冷蔵庫 (容器保管) : 1.30m ³
特定有害産業廃棄物 (廃水銀等)	1.15m ³ パレットコンテナ1個 (容器保管) : 1.15m ³
特定有害産業廃棄物 (廃油)	200Lドラム缶 4本 : 0.8 m ³
	保管量合計 : 36.78m ³

* 保管量は、産業廃棄物との合計保管量である。

(以下余白)



この印刷物は、印刷用の紙にリサイクルできます。